

# 会 議 録

							記録者	塚本博之	
供覧	部長	副部長	課長	補佐	係長	G員			
件 名		令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会							
年月日		令和3年10月14日（木）							
時 間		午後1時30分～午後3時00分							
場 所		龍ヶ崎市役所5階全員協議会室							
出席者		被保険者代表：池澤委員，小嶋委員，渡部委員，遠藤委員 医療担当者代表：菊地委員，杉野委員 公益代表：金剛寺委員，加藤委員，石井委員，百瀬会長 行 政：岡田健康づくり推進部長 （事務局）保険年金課 沼尻課長，広瀬課長補佐，塚本主査							
会議の内容		議事（1）龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について ①税率改正案について ②子どもの均等割軽減について ③シミュレーション結果 報告（1）龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について （2）龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について （3）その他							
発言の内容									
事務局		本日は，お忙しい中ご出席をいただき，ありがとうございます。 会議に先立ちまして，会議資料の確認をお願いいたします。 事前にお配りした「令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は，お配りいたしますので，お申し付けくださるようお願いいたします。  （会議資料の持参確認）  その他，本日，「令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答」と書かれた資料を，机の上に置かせていただいておりますので，ご確認ください。 改めまして，ただいまから「令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。 はじめに，岡田健康づくり推進部長よりごあいさつ申し上げます。							
岡田部長		皆様こんにちは。 本日は，お忙しい中「令和3年度第2回の龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 また，皆様には日頃より，国民健康保険の制度運営に格別のご支援をいただき，重ねて感謝を申し上げます。 さて，本年8月に第1回の運営協議会を開催いたしまして，国民健康保険の安定的広域的な運営のために，国民健康保険の賦課方式につきまして，令和4年度から2方式に統一する茨城県の方針をご説明いたしました。当市の賦課方式につきましても，現在の4方式から2方式に改めまして税率を改正するという，併せまして，子どもの均等割につきまして軽減を導入すること，この2点につきまして，ご了承をいただき，今後，議論を深めていくことを確認したところでございます。 本日は，前回の議論を踏まえまして，保険税の応能割と応益割，いわゆる所得割と							

	<p>均等割の比率について。また、子どもの均等割の軽減につきまして、その年齢や割合の方針を決定していただければというように考えております。</p> <p>委員の皆様には、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、皆様におかれましては、当市の国民健康保険制度の運営に、更なるご支援をお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます、本日の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局よりお願いがございます。</p> <p>本日の会議は、前回の会議同様、会議録を作成する必要があるため、会議中のご発言はすべて録音させていただくことをあらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。</p> <p>なお、お手数お掛けし申し訳ございませんが、発言をされる際は挙手の上、議長からの指名を受けた後、マイクスタンドにあるスイッチを押していただき、赤いランプが点灯していることを確認してからご発言をお願いいたします。</p> <p>また、ご発言が終了した際には、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただけますようお願いいたします。</p> <p>本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野からご参加いただいております、会議に費やされる時間も限られております。</p> <p>したがって、会議時間につきましては、午後3時までとさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>以降の進行につきましては、龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、百瀬会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>百瀬会長、よろしくお願いいたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。定員12名のところ、出席が10名でございます。龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>続きまして、傍聴者に関しましては1名の希望者がおられます。傍聴について、委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>(委員全員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、会議録にご署名いただく委員を指名させていただきます。本会議の署名でございますが、石井委員、遠藤委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(両委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>遠藤委員、石井委員には後日、事務局から連絡がございますので、その際は、議事録の内容のご確認とご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、時間も限られておりますので議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議事は、前回に引き続き、「龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について」でございます。</p> <p>では、事務局より議事内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議事に入らせていただく前に、前回の会議で、確認後お答えしますとさせていただきます。</p>

きました質問が数件ありましたので、この場でご説明をさせていただきます。

まず、茨城県の令和2年度の決算剰余金についてです。

こちらは、今回の事前質問にもありましたので、この後、別の時間を設けまして説明をさせていただきます。

続きまして、特別交付金、県繰入分の増額についてです。

こちらは、令和4年度から賦課方式を2方式に移行した市町村に対し、総額5億円を按分し交付されますものです。県担当に確認したところ、現時点で増額の予定はないということで、前回の会議で説明いたしましたとおり、5億円を市町村の20歳未満の被保険者数に応じ交付されます。

続きまして、近隣市町村の「応能・応益割」の比率についてです。

まだ、当市と同じく、検討中とのことですが、50対50に近い市町村や、55対45に近い市町村など、比率は様々です。但し、令和3年度の保険税の比率から、大きく変える予定はないと思われまます。

続きまして、近隣市町村の「子どもの均等割軽減」の拡充状況についてです。

先日、国保連合会県南支部の意見交換会があり、そこで確認したところ、ほとんどの市町村が、現在、検討中とのことですが、対象者の拡大を検討している市町村はございました。

その他、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分のバランスにつきましては、この後の議事の中で説明させていただきます。

続きまして、前回の会議で、事務局からの説明に一部誤りがありましたので、この場で訂正させていただきます。

前回、モデルケースによる税率シミュレーションにおいて、高額所得世帯については、負担増となるとの説明をさせていただきましたが、前回お示しをいたしましたモデルケースでは、医療費給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分の所得割合計が、現行保険税率より低くなるため、高額所得世帯であっても必ず負担増とはなりません。訂正させていただきます、お詫び申し上げます。

それでは、議事第1号①、②について説明させていただきます。

(会議資料参照)

以上が①、②の説明となります。

続きまして、事前質問1、2につきまして、回答をさせていただきます。

(事前質問に回答参照)

以上が事前質問に対する回答となります。

百瀬会長	<p>ありがとうございました。ただいま、議事第1号①、②の説明がございましたが、ご不明な点、あるいはお聞きになりたい点がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。</p> <p>(遠藤委員挙手)</p> <p>遠藤委員、お願いします。</p>
遠藤委員	<p>子どもの均等割の軽減について、国は未就学児を対象としており、18歳未満を全額免除にすることは難しいと思われまますが、18歳未満の子どもに対し、国の方では、今後、対象者の拡大を検討することはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ、国への確認はしておりませんが、県の担当者に伺ったところ、対象者の拡大を検討しているとの話はないとのことですが、</p> <p>しかしながら、先ほどご説明をいたしました、国は対象者を未就学児にしていますが、市町村が独自で軽減の拡充を行っても問題ないとのことですが、今後も、国に対しては、全国市長会などを通じて、対象者の拡大を要望してまいります。</p>

百瀬会長	念のための確認です。今、18歳以下と18歳未満と両方出てきましたが、18歳以下で間違いないでしょうか。
事務局	18歳以下で考えております。
百瀬会長	他にいかがでしょうか。 この場でご議論いただきたい点は2点です。子どもの均等割の軽減について、対象を18歳以下まで拡大するという点と、軽減額を半額にするという点になります。是非ご意見、ご質問等ございましたら、委員の方からお願いいたします。  (金剛寺委員挙手)  金剛寺委員、お願いします。
金剛寺委員	はい。子どもの均等割について意見をさせていただきます。 先ほどの回答で、子どもの均等割を全額とした場合でも、特にペナルティ措置はないとのことで、これは後から出てくるシミュレーションとの関係もあろうかと思えます。2番目に、子どもの均等割について、子どもが増えた場合に均等割が増えていくわけで、龍ヶ崎市の子育て支援の政策として、本来、均等割は子どもについては無いのが一番だと思います。そこで教えていただきたいのですが、龍ヶ崎市全体の18歳以下の子ども的人数、国保に加入している18歳以下の人数が分かれば教えてください。
事務局	現在、18歳以下の国保加入者的人数は約1,400人になります。国保加入者以外的人数につきましては、資料を持ち合わせしておりません。改めてご回答させていただきますと思います。
金剛寺委員	はい、分かりました。単純に、龍ヶ崎市全体の18歳以下の子どもに対する国保に加入している子ども的人数は1割弱という感じにはなるかと思えます。ただ、他の保険制度、社会保険の場合には、いわゆる均等割という考え方は無いわけですよね。国保だけに均等割という考え方がある。そのために、国保に加入している子どもが増えると均等割が増えて国保税が上がってしまう仕組みになっており、龍ヶ崎市の子育て支援という考え方からすれば、均等割を無くすというのが一番ではないかと思えます。
百瀬会長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 それでは、子どもの均等割の軽減について、18歳以下まで対象を拡大すること、そして、この後のシミュレーション結果にもよるかと思いますが、現時点では半額免除という案で、運営協議会として承認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。  (委員全員了承)  ありがとうございます。 では、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。続きまして、議事第1号③について説明させていただきます。  (会議資料参照)  以上が、③の説明となります。 続きまして、事前質問3,4につきまして、回答をさせていただきます。  (事前質問に回答参照)  以上が事前質問に対する回答となります。

百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議事第1号、③の説明がございました。ご不明な点、あるいはお聞きになりたい点がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。</p> <p>(金剛寺委員挙手)</p> <p>金剛寺委員、お願いします。</p>
金剛寺委員	<p>はい。シミュレーション①と②で、どちらかと言えば55対45の方がいいと思います。ただ、シミュレーションの結果、保険税の増額世帯が2,049世帯、9.02%生じてしまいます。保険税は、全体として約1億6,000万円下がるわけですから、この増額世帯数を何とか減らすような方向で、税率を考えていただきたいと思います。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご意見に関して、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい。今回お示しいたしました総収入見込額では、保険税が上がる世帯はどうしても出てきてしまいます。</p> <p>しかし、11月中旬頃に納付金の仮算定が提示される予定ですので、その額を注視し、今後も様々なシミュレーションを行い、被保険者の負担増を出来る限り回避できる税率等を模索してまいります。</p> <p>以上になります。</p>
金剛寺委員	<p>是非、そのような方向で最終的には調整して、この増額世帯を抑えるようお願いをしたいと思います。</p>
百瀬会長	<p>他にご意見はいかがでしょうか。</p> <p>シミュレーションでは、逆に保険税が下がる世帯も出てくるとおられます。例えば、たくさんの不動産を持っていて、資産割の部分がたくさん払っていた方々は当然下がるわけです。それはどのくらいになるか試算をしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のシミュレーションで一番下がる世帯は約70万円になります。この世帯は、世帯所得がほぼ無く、固定資産税が数百万円かかっている世帯になります。その他、約30万円の減額になる世帯も一定数あります。先ほどご説明いたしましたとおり、全体的には約9割の世帯の保険税が下がります。</p>
百瀬会長	<p>例えば、所得割の割合を少し上げた場合、低所得世帯の負担は軽減される一方で中所得世帯の負担が増えるなど、税率の調整は難しいと思いますが、できる限り保険税が増える世帯を少なくするように、微調整するという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
百瀬会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>前回の会議では、4方式を2方式に変更することについて、了解をいただきました。今回は、その2方式にした場合の、所得割と均等割のバランスがテーマになるわけですが、事務局からは「55対45」と「50対50」という二つの案が提示されました。シミュレーションの結果により、低所得世帯の負担軽減のため、改正案①の「55対45」が、事務局の結論になるかと思います。この提案について、金剛寺委員からご意見を頂戴いたしました。基本的にはこの方向でご了承いただけるということではよろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員了承)</p> <p>ありがとうございます。それでは、協議事項は以上になります。</p> <p>続きまして、報告の第1号及び第2号、国民健康保険条例の一部を改正する条例、施行規則の一部を改正する規則、について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例、報告第2号、龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。</p>

	<p>(会議資料参照)</p> <p>以上となります。</p> <p>今後のスケジュールになりますが、12月に第3回運営協議会を開催させていただき、今回承認いただきました、子どもの均等割の軽減と応能・応益割の割合を踏まえ、保険税が増額となる世帯を極力少なくなるよう、税率等を調整いたしまして、委員の皆様にお示しさせていただきます。</p>		
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、お聞きになりたいことなどがございましたら、直接、事務局にお出でいただくか、電話やメール等でお問い合わせください。</p> <p>それでは、ご審議、会議の進行にご協力いただき誠にありがとうございました。</p> <p>以降の進行は事務局にお渡しし、ここで議長の任を解かせていただきます。それでは事務局お願いいたします。</p>		
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、石井委員、遠藤委員に会議録の確認、並びにご署名をお願いにあがりますので、その節はよろしく願いいたします。</p> <p>また、先ほどもご案内いたしました、12月にも運営協議会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、ご多忙と存じますが、会議へのご出席をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、「令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を終了させていただきます。</p>		
署 名			
	会 長	_____	
	会議録署名人	_____	
	会議録署名人	_____	
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日